

個人情報 の 取扱い に 関する 情報セキュリティ特記事項

(趣旨)

第1条 この特記事項は、個人情報 の 取扱い を 伴う 事務事業 の 委託 に ついて、必要 な 事項 を 定める もの である。

(基本事項)

第2条 発注者 と の 間で この 契約 を 締結 し、受注者 は、業務 の 履行 に 当たり 情報セキュリティ の 重要性 を 認識 し、情報資産 の 漏えい、紛失、盗難、改ざん その 他 事故 等 から 保護 する ため、必要 な 措置 を 講じ なければ なら ない。

(情報セキュリティ関連規程の遵守)

第3条 受注者 は、この 契約 に よる 業務 に 関する 情報資産 の 取扱い に ついては、情報セキュリティ に 関する 法令 の ほか、川崎市 個人情報 保護 条例 (昭和 60 年 川崎市 条例 第 26 号。以下 「個人情報 保護 条例」 という。)、川崎市 情報セキュリティ 基準、関連 する 実施 手順 など、発注者 が 定める 条例、規程 その 他 の 関連 規程 を 遵守 し なければ なら ない。

(個人情報 の 適正 な 維持 管理)

第4条 受注者 は、この 契約 の 履行 に 当たり 個人情報 保護 条例 に 規定 する 個人情報 (以下 「個人情報」 という。) を 取り 扱う 場合 は、個人情報 の 保護 を 図る ため、個人情報 の 漏えい、改ざん、滅失、き損 その 他 の 事故 等 を 防止 する ため の 必要 な 措置 を 講ずる こと に より、個人情報 に ついて 適正 な 維持 管理 を 行わ なければ なら ない。

2 受注者 は、この 契約 の 履行 に 必要 な 業務 に 従事 させる 者 に 対して、業務 が 適切 に 履行 される よう、必要 な 監督 を 行わ なければ なら ない。また、個人情報 保護 条例 に ある 罰則 規定 を 周知 し なければ なら ない。

(秘密保持及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者 は、この 契約 の 履行 に 当たり 知り 得た 秘密 及び 個人情報 を 第三者 に 開示 し、又は 漏えい して は ならず、並び に あら か じめ 発注者 が 書面 に より 承諾 した 内容 を 除いて、この 契約 の 履行 に より 知り 得た 情報 を 第三者 に 提供 して は なら ない。この 契約 が 終了 し、又は 解除 された 後 に おいても、また、同様 と する。

2 受注者 は、前項 の 義務 を 遵守 する ため に 必要 な 措置 と して、この 契約 の 履行 に 必要 な 業務 に 従事 させる 者 に 対して、秘密保持 等 に 関する 誓約書 (別紙 様式) を 提出 させる こと に 必要 なら ない。

3 発注者 は、第1項 の 規定 に 違反 する おそれ が ある 場合 は、受注者 に 対し 関係 資料 の 提出 を 求め、又は 発注者 の 職員 を して 履行 場所 等 に 立ち 入らせ、文書 その 他 の 資料 を 調査 させる、若しくは 関係者 に 質問 させる こと に ついて 協力 を 求める こと が できる。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部（主要な部分を除く。）であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。

3 受注者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

（指示目的外の利用の禁止）

第7条 受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

（情報の複写及び複製の禁止）

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

（情報の帰属権）

第9条 業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

2 発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。

3 受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

（情報資産の保護）

第10条 受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

（情報資産の受渡し）

第11条 この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

（情報資産の授受及び搬送）

第12条 この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者との間で行う。

2 業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。
(厳重な保管及び搬送)

第13条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。
(情報資産の返還又は廃棄)

第14条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。
(入退室管理事項)

第15条 受注者は、発注者の情報セキュリティ管理エリアに入室して業務を行う場合には、発注者の定める入退出に関する規定を遵守しなければならない。

2 発注者の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持ち込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、発注者に事前に書面により申請し、発注者が許可した場合はこの限りではない。
(身分証明書の携帯等)

第16条 この契約による業務に従事する受注者の従業員は、その業務を行うに当たり、受託会社の商号及び自己の氏名が記載され、並びに顔写真が付いた身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。
(事故発生時の報告義務)

第17条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 この場合、受注者は、その事故発生理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。
(業務の報告又は検査等)

第18条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。
(教育の実施)

第19条 受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履

行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(契約の解除)

第20条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

3 第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第21条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害が発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

3 第1項の損害賠償の額は、前条第1項により契約を解除する場合には、同条第3項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

(違反事実の公表)

第22条 受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の名称及び違反事項を公表することができる。

(その他)

第23条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。